

事業名	特定健診受診者のフォローアップ
目的	血圧が高値にもかかわらず医療機関にて受療していない人に対し、受療勧奨を実施することにより、生活習慣病の重症化予防を図る。
対象者	特定健診を受診した人のうち、収縮期血圧160mmHg以上または拡張期血圧100mmHg以上、かつ質問票にて高血圧の服薬なしの人
実施体制	大阪府国民健康保険団体連合会に委託
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診結果の送付時に高血圧の受療勧奨リーフレットを同封する。 ・ 保健師が事前通知をした上で電話による受療勧奨および保健指導を実施する。 ・ 実施後、高血圧に対する医療機関への受療有無を確認し、評価を行う。 <p>〈目標実現に向けた新たな取り組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話勧奨の実施時期を年1回から年2回へ増加 ・ 1回目の電話勧奨後、なお未受療であった人については2回目の電話勧奨を実施

実施件数

受療勧奨 実施件数	H30	R1 (H31)	R2	
			1回目	2回目
通知件数	109	103	103	13
電話勧奨件数	88	71	84	11

目標値・実績値

医療機関 受療率	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5
目標値	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%
実績値	59.6%	59.2%				

中間評価

事業判定	C
要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関受療率は、電話が通じなかった人も含むため上記のとおりであったが、電話勧奨実施者のうち受療している割合はH30年度73.9%、R1年度85.9%であり効果がみられた。 ・ 事前に通知することにより電話対応いただける人が増えているが、なお電話が通じない人が2～3割いた。電話番号はほとんどが国保加入時の情報であるため、現時点では変更されている可能性がある。
見直しと改善案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話が通じない場合も考え、特定健診結果の送付時や電話勧奨前に行う受療勧奨通知の内容を工夫し受診につなげる。 ・ 電話番号の収集・更新について検討する。